

平成28年度文化庁日本語教育大会

在住外国人の現状と 文化庁における日本語教育施策

平成28年10月1日(土)

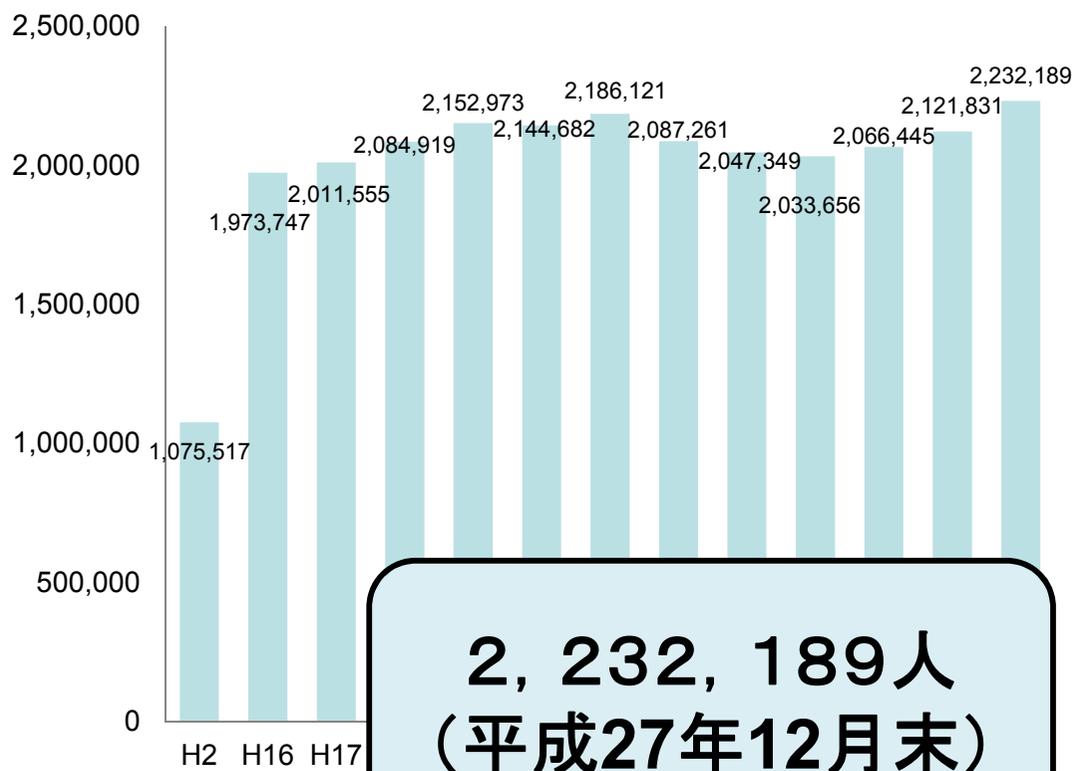
文化庁文化部国語課



国内の日本語学習者数等の推移

○平成27年末現在で、在留外国人数は約223万人となり、我が国人口の約1.7%を占める。
○国内の日本語学習者数は、長期的には増加傾向にあり。平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの、平成27年には約19万人で過去最高。

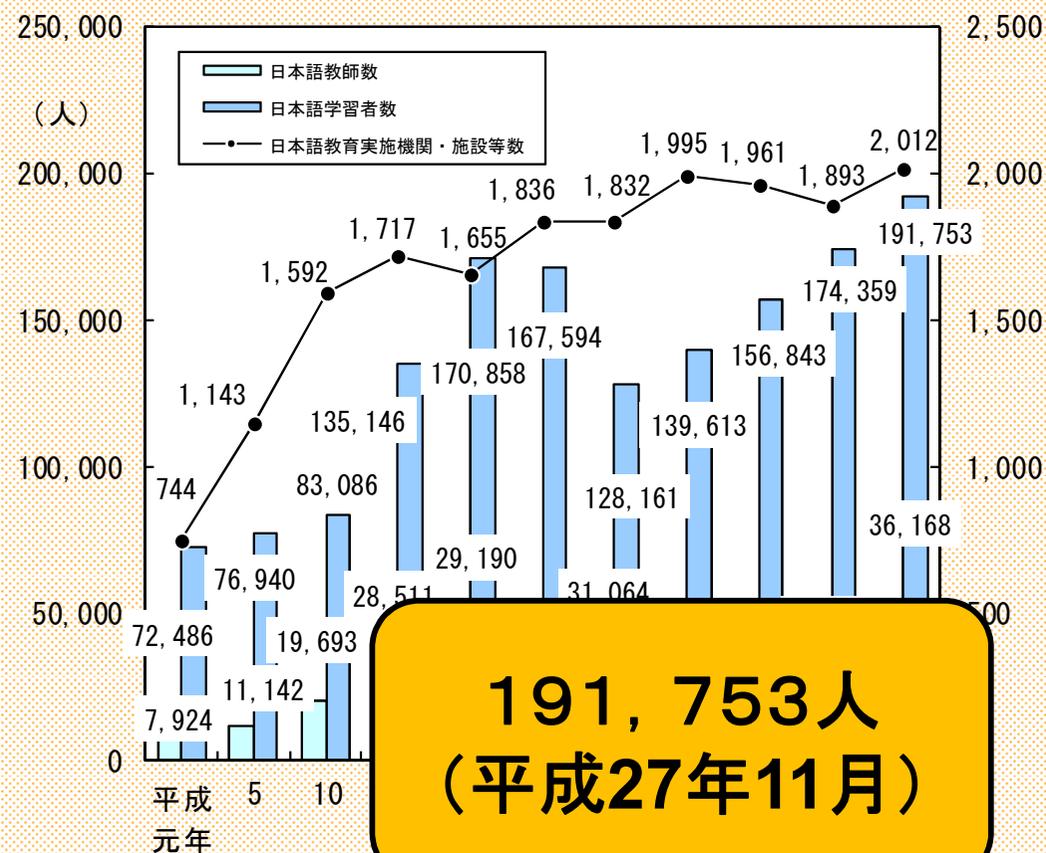
在留外国人数の推移



**2, 232, 189人
(平成27年12月末)**

※H23までは外国人登録者数, H24以降は在留外国人
いずれも法務省調べ (各年末現在)

国内の日本語学習者数等の推移

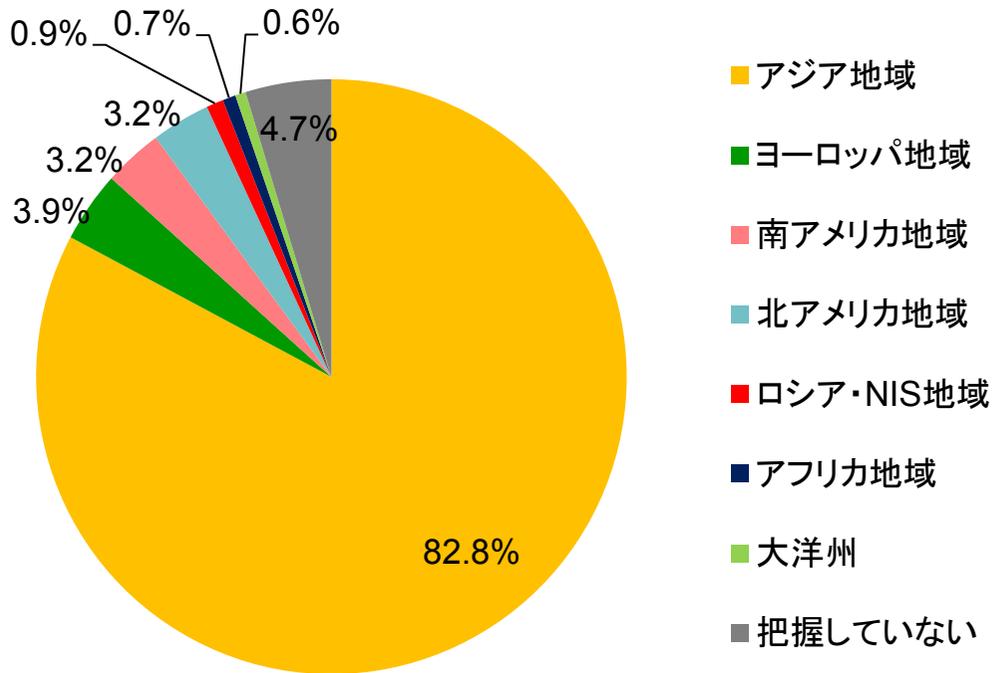


**191, 753人
(平成27年11月)**

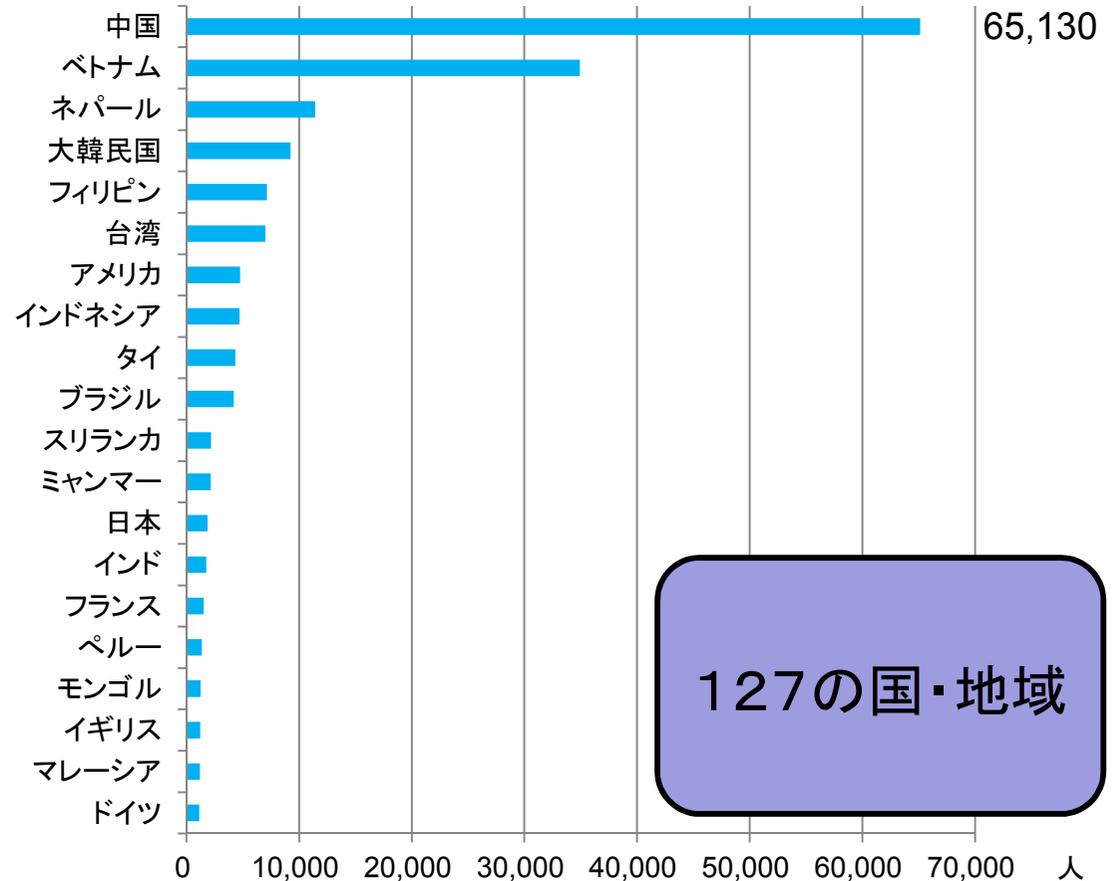
※文化庁調べ (各年11月1日現在)
※平成27年については、暫定値。変動する可能性があります。1

- 国内の日本語学習者数約19万人のうち、8割をアジア地域の出身者が占める。
- 国・地域別では、中華人民共和国が6万5千人と最も多く、ベトナム、ネパールと続く。

出身地域別の日本語学習者数



国・地域別の日本語学習者数 (上位20か国・地域)



127の国・地域

※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」平成27年11月1日現在
※平成27年については、暫定値。変動する可能性があります。

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、①「標準的なカリキュラム案」(平成22年5月)、②「活用のためのガイドブック」(平成23年1月)、③「教材例集」、④「日本語能力評価」(平成24年1月)及び⑤「日本語指導力評価」(平成25年2月)を取りまとめ。[平成25年度以降、周知・活用を図る。]

また、日本語教育小委員会の下に設置した課題整理に関するワーキンググループにおいて、⑥「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)、日本語教育小委員会において⑦「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」(平成26年1月)を取りまとめ。

平成28年2月には、「地域における日本語教育の推進に向けて一地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について」(報告)を取りまとめ。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(27年度予算額 150百万円)
28年度予算額 150百万円

○地域日本語教育実践プログラム

・「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「標準的なカリキュラム案」等に準拠し、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材の養成及び教材の作成を支援

・地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援

○地域日本語教育スタートアッププログラム **新規**

日本語教育のノウハウを有していない自治体に対し、アドバイザーの派遣等の支援を実施

○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し、日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者等を対象に研修を実施

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

(27年度予算額 42百万円)
28年度予算額 43百万円

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策として日本語教育を外部に委託して実施

平成27年度は、新たに定住後の第三国定住難民にとって課題となっている日本語の読み書き能力の維持・向上のため、通信による学習教材及び支援ツールを開発し、定住先の自治体及び支援団体と連携し、運用体制を構築

日本語教育に関する調査及び調査研究

(27年度予算額 8百万円)
28年度予算額 8百万円

○日本語教育に関する実態調査

日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するための調査を実施

○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

日本語教育小委員会での11の論点の検討結果を踏まえた日本語教育を推進する調査研究を実施

日本語教育研究協議会等の開催

(27年度予算額 5百万円)
28年度予算額 5百万円

○日本語教育研究協議会

「標準的なカリキュラム案」等を相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを活用し、東京と大阪で協議会を開催

○都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

地域における日本語教育に係る施策等の企画・立案能力の育成・向上を目的とした研修を実施

○都道府県政令指定都市日本語教育推進会議 **新規**

今後の連携のあり方等について議論するため、都道府県政令指定都市の担当者を構成員とする会議を開催

省庁連携日本語教育基盤整備事業

(27年度予算額 4百万円)
28年度予算額 4百万円

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

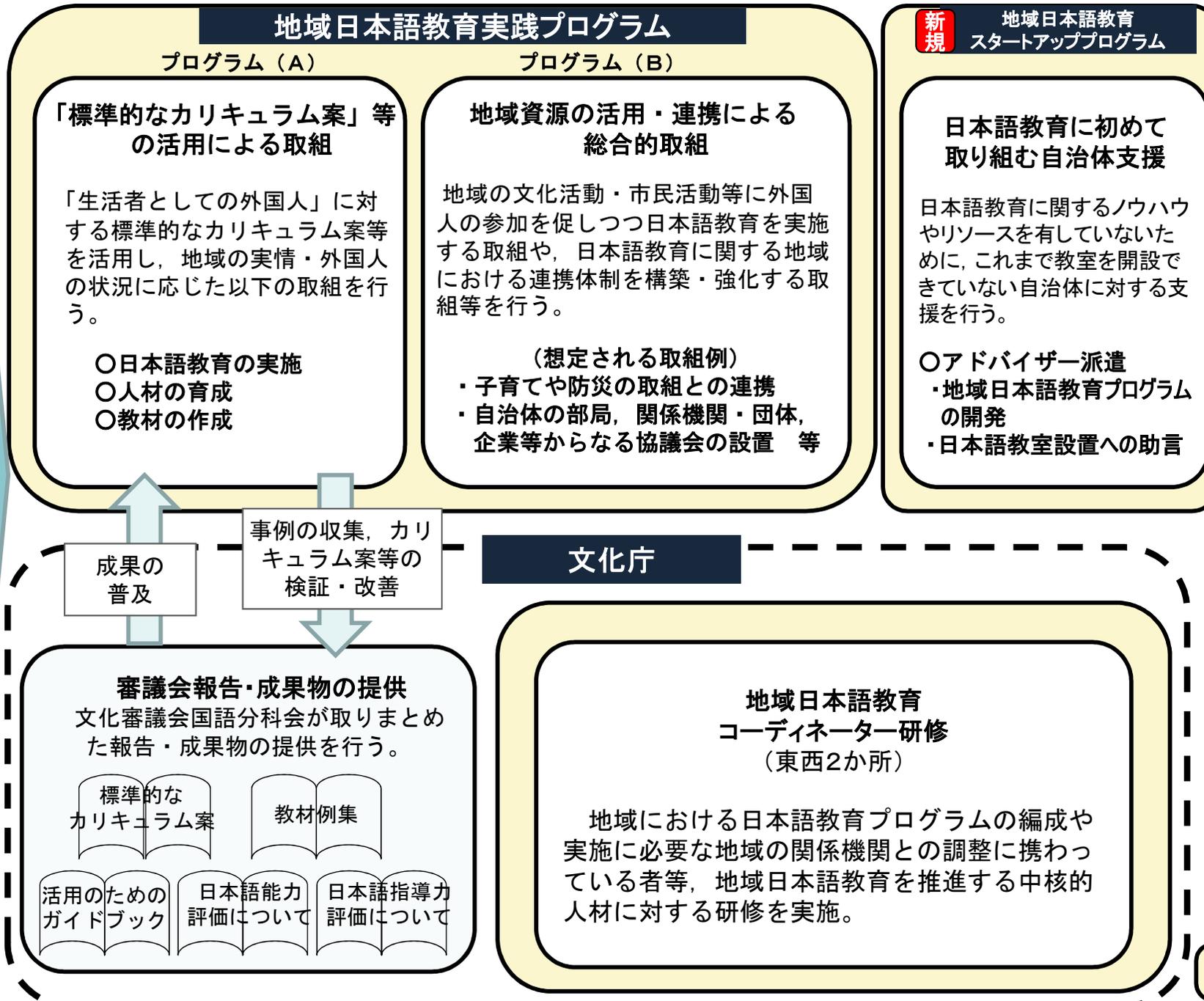
日本語教育に関する教材等のコンテンツを共有し、インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「NEWS」を運用するとともにコンテンツの充実を図る

○日本語教育推進会議

関係府省及び関係機関等による会議の開催を通じて、日本語教育に関する情報の共有化等を図る

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を講じていく必要



地域日本語教育実践プログラム

プログラム (A)

「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を活用し、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組を行う。

- 日本語教育の実施
- 人材の育成
- 教材の作成

プログラム (B)

地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を行う。

(想定される取組例)

- ・子育てや防災の取組との連携
- ・自治体の部局、関係機関・団体、企業等からなる協議会の設置 等

新規 地域日本語教育 スタートアッププログラム

日本語教育に初めて取り組む自治体支援

日本語教育に関するノウハウやリソースを有していないために、これまで教室を開設できていない自治体に対する支援を行う。

- アドバイザー派遣
 - ・地域日本語教育プログラムの開発
 - ・日本語教室設置への助言

文化庁

成果の普及

事例の収集、カリキュラム案等の
検証・改善

審議会報告・成果物の提供
文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の提供を行う。

標準的なカリキュラム案

教材例集

活用のためのガイドブック

日本語能力評価について

日本語指導力評価について

地域日本語教育 コーディネーター研修 (東西2か所)

地域における日本語教育プログラムの編成や実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者等、地域日本語教育を推進する中核的人材に対する研修を実施。

日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

●地域日本語教育実践プログラムA

- 徳島県
「徳島で暮らす外国人のための日本語教育事業」
 - ・日本語ができないために地域社会から孤立してしまう外国人が発生しないよう、日本語学習機会の提供とともに生活支援を行い国籍等に関わらず安全・安心に暮らすことができる地域作りを推進するため、日本語教室を中心とした基盤を整備した。
- 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団
「日本語による発信能力養成のための日本語教育事業」
 - ・日本語教室が開設されていなかった地区に日本語での発進力を促す交流型の日本語教室を開設し、それに合わせた教材開発を行うとともに学習者をサポートできるボランティアの養成を行った。

●地域日本語教育実践プログラムB

- 長野県
「バイリンガル指導者を活用した日本語学習支援事業」
 - ・同国人に対して日本語と母語で生活に必要な日本語表現の指導や日本社会の習慣・マナーを伝えるバイリンガル人材を育成、活用した日本語教室を実施した。また、県内いくつかの地域をネットワークでつなぐとともに、一般への意識啓発等も行った。
- 総社市
「総社市地域参加型生活サポート日本語教育事業」
 - ・多様な機関等との連強・協力により「地域でつながる日本語教室」を実施、また日本語学習サポーター（ボランティア）の養成を行うとともに防災訓練や子育てに関わる事業を地域連携の元推進し日本語教育の体制整備事業を行った。
- 公益財団法人 千葉市国際交流協会
「千葉市及び近隣地域における「生活者としての外国人に対する日本語教育社会参加支援体制整備事業」」
 - ・市内の日本語室がない区に着目し、その地域での日本語教室を実施している。日本語教室の運営では、日本語能力の向上と地域社会への参加意欲促進を図ることを心がけ、支援者研修や地域における外国人理解と成果普及・関係機関のネットワーク化に取り組んだ。

※平成28年度の自治体への委託は以下のとおり。

＜実践プログラムA＞

- 徳島県
- 公益財団法人大垣国際交流協会

＜実践プログラムB＞

- 長野県
- 松本市
- 飯田市
- 駒ヶ根市
- 公益財団法人福島県国際交流協会
- 公益財団法人浜松国際交流協会
- 等

※ 過去の事業報告書については、文化庁ウェブサイトの「「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」のページを御覧ください。（現在、掲載準備中）。

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 (地域日本語教育スタートアッププログラム)

趣旨

日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人は現在、約50万人おり、こういった地域に居住する外国人に日本語を学ぶ機会を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている自治体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるよう支援する。

経緯

- 入管法改正以来、この20数年間で定住外国人は、約100万人から約210万人へ倍増
- 「経済財政運営と改革の基本方針2016」や「日本再興戦略2016」において、外国人材の受入れ促進・活用などが、前年に引き続き盛り込まれている
- 2020年にはオリンピックも開催され、今後、さらに定住外国人の増加が予想される
- 日本語教室の開設状況は地域によって大きく異なる。
 - ・域内に日本語教室が開設されている市区町村は全体の約3分の1
 - ・日本語教育が実施されていない市区町村に居住している外国人は約50万人
 - ・そういった地域に住んでいる外国人は日本語を学びたくても日本語教室がない
 - ・自治体も日本語教室を開設したくても、ノウハウや人材を有していない

【文化審議会国語分科会日本語小委員会からの提言】

- 日本語教室は外国人にとって地域社会との接点であり、一つのコミュニティやセーフティネットとしての役割を担っている。
- 日本語教室が開設されていない市区町村における取組を促す制度に充実すべき
- 新たに日本語教育に取り組む市区町村に対し日本語教育に関するノウハウを伝えるアドバイザー等専門家を派遣するなど新たな支援の枠組みを設けるべき
- 自律的に日本語教育活動を継続できるような取組を促す仕組みを検討すべき



地域日本語教育スタートアッププログラム

アドバイザー派遣のイメージ

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援

カリキュラム・教材の開発に対する支援

教室運営の安定化に向けた支援

日本語教育を行う人材の育成

日本語教室の開設(試行)

日本語教室の運営

自治体による取組

専門家チームによる
3年サポート

対象となる経費:アドバイザー、コーディネーター等への謝金・旅費

期待される効果

- 地域に日本語教室が開設される
- 外国人が孤立することが少なくなる
- 地域住民の地域社会への参画が増える
- 地域住民(日本人・外国人)が活躍
- 地域が活性化する

28年度採択団体

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1. 広島県 江田島市 | 4. 熊本県 一般財団法人熊本市国際交流振興事業団 |
| 2. 徳島県 美波町 | 5. 鹿児島県 長島町 |
| 3. 佐賀県 鳥栖市 | |

地域日本語教育コーディネーター研修①

1. 研修の目的

文化庁では、地域において日本語教育を推進していく立場を担っている方を対象に、「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を東京・大阪2か所で開催しています。



2. 研修の対象者

- (i) 地方公共団体，国際交流協会，地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成に携わっている方
- (ii) 日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている方
かつ，以下の条件を満たす方（東西各20名）

地域日本語教育に関する経験3年以上を有し、地方公共団体（都道府県及び市区町村（教育委員会を含む））、国際交流協会、又は社会福祉協議会が推薦する方。

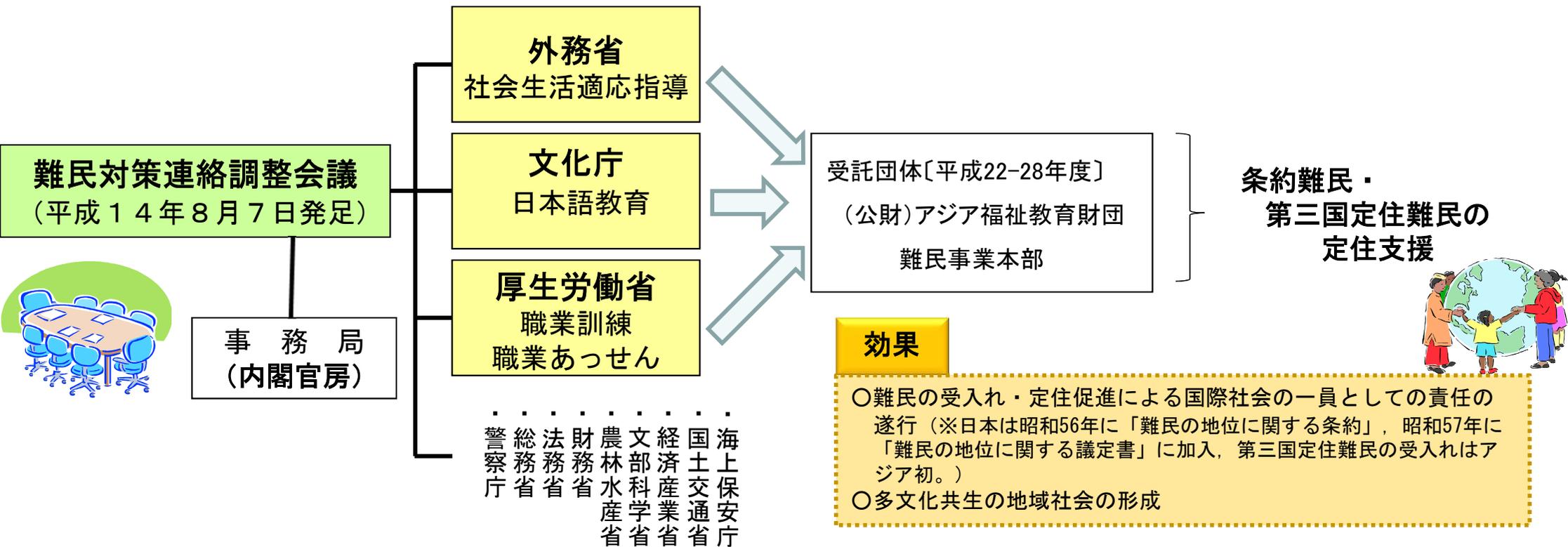


3. 地域日本語教育コーディネーターに求められる役割

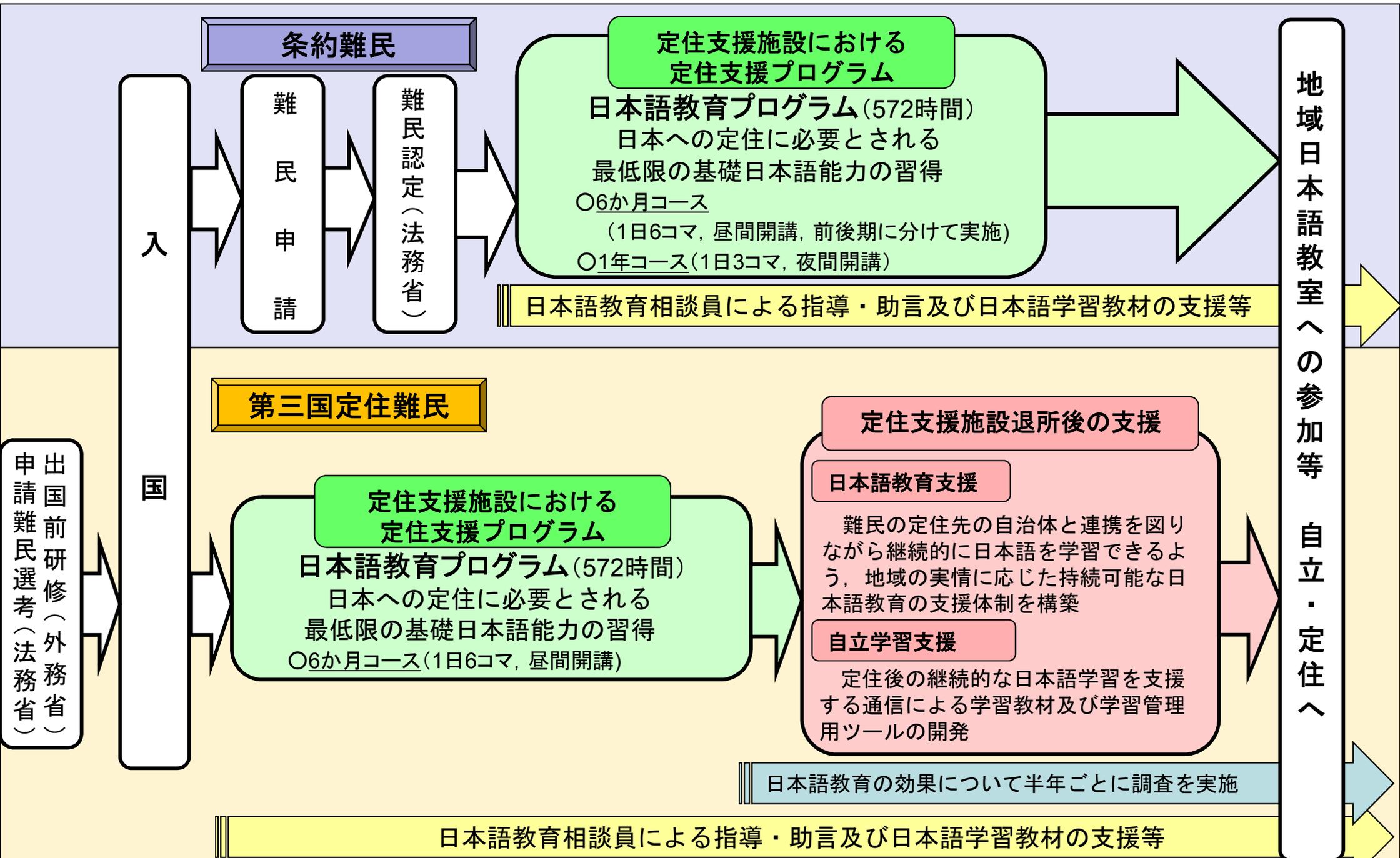
問題把握・課題設定	地域日本語教室の現状及び問題の把握と課題の設定
ファシリテーション	課題解決のプロセスの可視化による活動の推進
連携（ネットワーク）	組織内外の調整や地域・組織・人の力をつなぐことによる協働の推進
リソースの把握・活用	日本語教育のリソースの把握と課題に応じた適切な活用
方法の開発	「生活者としての外国人」に適した日本語教育の方法の開発

本年度の募集は締め切りました。

政府の難民に対する定住支援体制



条約難民	<p>「難民の地位に関する条約」(昭和56年条約第21号)に定義された難民の要件(※)に該当し、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)によって認定された者。</p> <p>(※)人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であつて、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者。</p>
第三国定住難民	<p>難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させることを第三国定住による難民の受入れと言い、これにより受入れる者。自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。</p> <p>(他に、米国、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、ノルウェー等が受入れを行っている。)</p>



第三国定住難民のための日本語教育事業で 作成した日本語学習通信教材

英語



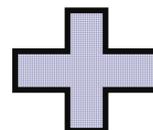
＜平成27～29年度予算＞
読み書き（ひらがな・カタカナ・漢字）を
学ぶための通信教材と支援ツール開発
（英語・ミャンマー語・カレン語版）
NEWSで公開

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、日本語教育機関や日本語学習者の実態を把握するため、日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の立案推進のための基礎資料とする。

○日本語教育に関する実態調査

3百万円(4百万円)

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。



○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

5百万円(5百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を国立国語研究所や大学等の協力を得て機動的に実施。

(想定される主な課題)

- 外国人の日本語習得に関する実態の調査研究
- 日本語教育施策の効果の検証及び検証に基づく改善策等に関する調査研究
- 標準的なカリキュラム案等の活用状況及びその課題に関する調査研究

日本語教育に関する実態調査と日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究の結果を活用し、外国人に対する日本語教育施策を強力に推進

日本語教育研究協議会等の開催

日本語教育大会 日本語教育研究協議会の開催

広く日本語教育に関わる方々を対象に、日本語教育に関する国の施策や様々な取組の現状についての理解の増進を図り、日本語教育の充実と推進に資することを目的として、昭和51年から開催しています。

〈平成28年度開催予定地〉

○東京 ○大阪



都道府県・市区町村等 日本語教育担当者研修

自治体の日本語教育担当者を対象に、自治体の日本語教育に関する取組についての情報交換を行い、地域における日本語教育施策の企画立案能力の向上を目的とした研修を平成20年から開催しています。

都道府県・政令指定都市 日本語教育推進会議

日本語教育の体制整備における課題解決のため、今後の方策や連携協力の在り方などについて検討することを目的として、地区別に4ブロックに分けて開催します。（開催地：東京）

日本語教育コンテンツ共有化推進事業(NEWS)

(平成27年度予算額 4百万円)
平成28年度予算額 4百万円

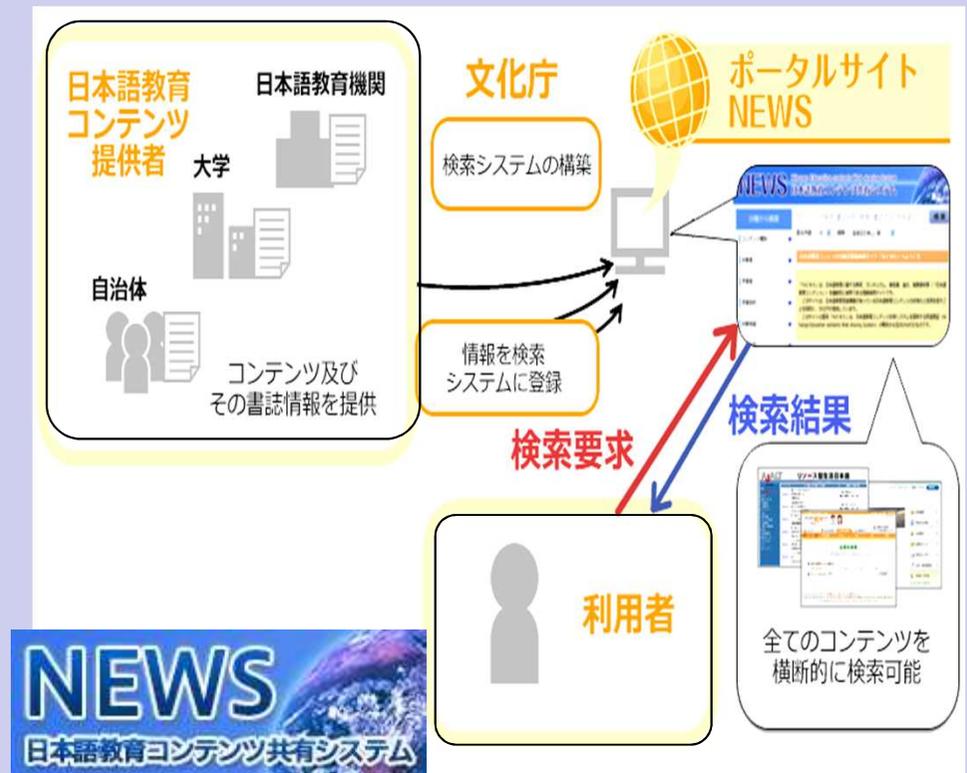
日本語教育に関する各種コンテンツ(教材, 論文, 報告書, 団体・人材情報等)を共有し, ①信頼性のある情報を, ②確実に, かつ③効率的に探し出し, 活用できる仕組みを構築しました。(平成25年4月1日運用開始 <http://www.nihongo-ews.jp/>)

・「生活者としての外国人」のための日本語教育事業委託団体をはじめとする各地の日本語教育関係機関が地域の学習者のニーズに応じて作成した日本語教育プログラム及び学習教材等を掲載

【全886件】

内訳は以下のとおり

- ・教材 240件
- ・カリキュラム 46件
- ・評価ツール 22件
- ・報告書 383件
- ・指針等 18件
- ・論文 32件
- ・調査報告書 145件



文化庁からのお知らせ

文化庁では、日本語教育に関する様々な取組を行っています。その成果や御案内等を文化庁WEBサイトで公開していますので、是非御覧ください。

文化庁WEBサイト（日本語教育） http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/

- 文化庁における日本語教育関連年間予定表
- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
・ 報告書等のダウンロードができます。また、会議は傍聴が可能です。
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
・ 過去の事業概要・募集案内などを御覧いただけます。

<取組の報告>

- ・ 各地の取組の報告を掲載しています。また、平成26年度の取組において作成された日本語学習教材（音声・映像教材を含む）も公開しています。

<地域日本語教育コーディネーター研修>

- ・ 地域において日本語指導者に対する指導的な立場を果たしている方等を対象に、「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を平成22年度より毎年開催しています。（本年度の募集は締め切りました。）

- 日本語教育研究協議会
- 文化庁広報誌「ぶんかる」 <http://prmagazine.bunka.go.jp/index.html>
・ 「地域日本語教室からこんにちは！」を連載しています。
各地で日本語を学び、地域社会で活躍している「生活者としての外国人」の方の声をお届けしています。
- 講演・説明について
・ 文化庁の日本語教育に関連する施策や標準的なカリキュラム案等の使い方などについて講演や説明を希望される場合、下記まで御相談ください。

<文化庁文化部国語課> 電話：03-5253-4111（内線2644） 担当：増田，北村